



**第141回消費者相談担当者講習会（オンライン）』開催のご案内**

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、オンライン（Zoomウェビナー）による開催となります。ご参加お待ちしております。

記

【日時】令和6年3月25日（月） 13:05～16:00

【受講方法】オンライン（Zoomウェビナー）

※事前にURLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

※質疑応答にはZoomのチャット機能を使用いたします。

【申込方法】以下の申込票を3月12日（火）までにFAXするか、WEBフォームにてお申込みください。

【参加費】会員：3,000円/1名様・会員外：6,000円/1名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に3月19日（火）までにお振込みください。

【ご注意】録音・録画、資料の2次利用はご遠慮ください。資料郵送後のキャンセルはご容赦ください。

【ご連絡先】(公社)日本訪問販売協会 事務局

Tel. 03 (3357) 6531 Fax. 03 (3357) 6585

WEBフォーム. <https://jdsa.or.jp/142seminar/>

**第142回消費者相談担当者講習会 申込票**

(令和6年 月 日)

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
〒 _____ ご住所	部署等
	電話番号
メールアドレス	請求書の送付方法 ※希望する方に○を付してください。 ( 郵送 ・ 電子メール )

参加者氏名	部署等	メールアドレス ※必ずご記入ください	参加費
			円
			円
			円
参加者合計	名	参加費合計	円

※上記のご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡・運営に使用いたします。

## 第142回消費者相談担当者講習会

開催日：令和6年3月25日（月） 会場：（公社）日本訪問販売協会

方法：オンライン開催

テーマ及び講師：

13：05～ 開会

13：10～ 令和4年度における生活経済事犯の状況－訪問販売、連鎖販売取引を中心に－（60分）

講師：警察庁生活安全局生活経済対策管理官付補佐 藤川 孝幸 様

特定商取引法は、訪問販売や通信販売、連鎖販売取引など7つの消費者取引の形態を規制対象とし、行政規制（罰則や行政処分と担保）及び民事ルール（クーリング・オフ、中途解約権、取消権等）を定めている。消費者庁は、同法に基づき違法行為を認定し法人等に対し指示及び業務停止命令・業務禁止命令の行政規制を行う。また、不実告知等の違法行為を行った被疑者等については、当該違法事実の確定後、特商法に基づく罰金刑、懲役刑が科せられる。警察庁の公表データによれば、令和4年度中の特商法違反容疑の検挙件数は訪問販売94件190人（全体111件251人）、連鎖販売取引3件29人（同左）であったことがわかる。本テーマでは、警察庁の役割と組織、令和4年度の検挙状況、特徴等的事例等の内容を解説する。

14:10～ <休憩 20分>

14:30～ 事例研究－特定商取引法の基本的事項の理解及び考察－

高芝法律事務所 弁護士 高芝利仁 氏

次に掲げる事例を通して特定商取引法等の関連規定の基礎を学ぶ。

【事例1】水漏れ修理業者の勧めで便器セットを契約。後日、電話で色の変更を申し出たら、高機能・高額品を勧誘され応諾。解約希望。

（検討事項）①当初、「白い便器セット」への交換と設置工事の契約をした段階（「グリーン系の便器セット」に変更する前の段階）の訪問販売契約は、いわゆる「来訪要請」として、特商法第4条からだい10条までの規定は適用場外となるのでしょうか。②「白い便器セット」から「グリーン系の便器セット」に変更したことは、当初の契約の「変更」となるのでしょうか。③相談者は、「グリーン系の便器セット」の契約をクーリング・オフできるのでしょうか。

Vol. 156

【事例2】高齢者がスーパー駐車場で声をかけられ、離れた場所にある販社特設ブースに連れて行かれ、既契約と同じ水の定期購入の契約をした。解約希望。

（検討事項）①スーパーの駐車場で声を掛けられ、そこから離れたところにある販社の特設ブースに連れて行かれた場合は、キャッチセールスに当たりますか。②販社の商品の消費目安では、通常一人が1か月で使う水の量は7.2リットルのボトル4本に設定されているとのことですので、月に7.2リットルのボトルを8本（無料貸与の2台のウォーターサーバー用の水）の定期購入は、著しい過量ということで解除できるのではないのでしょうか。③行政処分事例の紹介。

vol. 157

【事例3】羽毛布団のリフォーム契約をしたが、納品された布団は本当に自分の布団の羽毛を使っているのか不審なので、解約したい。

（検討事項）①相談者はリフォームを依頼した布団の仕上がりや品質に不満で「羽毛の中身を粗悪品と入れ替えたのか、リフォームではなく別の布団を納品したのではないかと疑念を持っています。これに対し、販社は、「きちんと工程どおりのリフォームをして、預かった布団の羽毛に、同品質の羽毛を足して仕上げた」と反論しています。このような場合、どのように考えればよいのでしょうか。②相談者の言い分によると、契約書面では「羽毛布団リフォーム1.3」としか記載がなく、解体して洗浄することや、羽毛を足すことに関しては、口頭の説明しかなかったとのこと。相談者が、「契約の内容を明らかにする書面」とは言えない書面（不備書面）しか交付されていないことを理由にクーリング・オフをした場合、原状回復はどうなるのでしょうか。

Vol. 158

16:00 終了